# 時代錯誤の「部落差別」固定化法断固反対

2016年10月25日 (国会議員配付) 全国地域人権運動総連合

(旧全国部落解放運動連合会)

Tel 03-5615-3395 FAX 03-5615-3396

## 関係者の切実な声を無視しないでください

#### 鳥取県34歳男性

私は被差別部落出身者(以下旧同和地区出身者)です。小学生のころから地区進出学習会にも休むことなく通いました。私は自らが旧同和地区出身者であることによって、どこかの国家やどこかの企業集団から不利益を被るいわゆる差別を受けたとことはありません。

今回、通称:部落差別解消法を推進されておられる会派の皆さん、運動団体の皆さんが盛んに議論され、私たち旧同和地区出身者が受けているとされている部落差別とはなんでしょうか。本当の実態を知ってほしいです。部落差別を理由としていわゆる識字ができない、経済的に困窮しているから大学に行くことができないだから、かつて同和地区にあったような経済的困窮の再生産は今の旧同和地区にはありません。

私は奨学金で大学まで行くことができました。就職するとき私の門地や出身地域を理由に差別も受けることなく、自らが望む会社と部署に就職することができました。旧同和地区出身者が上記したような理由で学歴や就職で不利益を受けたというような話は一切聞いたことがありません。このどこにも部落差別というものは存在していないのです。むしろ経済的貧困の再生産は私たちがうけているのではなくて、日本社会全体の問題なのではないでしょうか。

そして、もう一つは上記しました地区進出学習会や同和教育を通じてされてきた「私たち旧同和地区出身者は部落差別を受けていて、今も差別は残っている。旧同和地区出身者以下の人間は差別者だ。私たちは望むような結婚もできない」と教えられていました。おかげで私は同和教育を受けていた高校生のころまで自分たち同和地区出身者以外は差別者だと思い込み、心を開ける友達をつくることしませんでした。それは私の意識の中に、自分とそのほかの人とを分け、自らを孤立化させてしていくことだけに作用しました。差別があったから孤立化したのではありません。自分たちを特別扱いし、さしたる実態もない被差別というものを際立たせた教育を受けきたからこそ、私の意識の中にだけ、差別をうけることへの恐怖心が先鋭化し、孤立化を招いたのだと考えます。私が大学に入ってからは周りの人たちや知り合う人たちとの間で話題に上ったこともありませんし、差別をうけたこともありません。むしろ教育から派生した私自身の中にある意識が他者との関係を阻害していると気づきました。友達も知り合いもたくさんできましたし、みんなが部落差別はしない。旧同和地区出身ということを気にしたりしないと言いました。

私は旧同和地区以外の方と結婚しました。この体験自身が旧同和地区出身者が結婚する際に差別を受けて、望んだ結婚もできないということへの反証になると思います。結婚する際に、私が旧同和地区出身者だからと相手の家族、親戚から差別をうけたことも全くありません。時代もかわり、日本国憲法で基本的人権が保障され、旧同和地区出身者が不利益を、差別をうけていないという実態がある中で部落差別を永久固定化する法律はいりません。私は誇り高く生きる旧同和地区出身者として、今を生きる私たちを馬鹿にするような、特別あつかいする法律に反対します。

#### 鳥取県40代男性

解放教育で「おまえらは絶対に結婚できない」「部落外の連中は顔はニコニコしていても心の底では差別している」と教え込まれました。こう教えられた子がどう育つかは想像に難くないと思います。それは、今でも心の傷として残っています。小学校で「部落」を教えらたからこそ、その言葉を使うのです。子どもに悪気はありません。

この法案は、未来永劫、私たちとその子孫に「部落」の烙印をおすことになります。これは、到底容認できることではありません。いつまで私たちを「部落」に縛り付けるのですか。もう、解放してください。お願いします。

先生方の差別は許さないとの気持ちとわたしの気持ちはいささかもかわらないと思います。真に差別のない世の中を望むなら、この法案を通してはなりません。部落差別を受け、解放教育を受けた身として、切に願うものです。

### 岡山県50代男性

「部落差別」を冠した新法には反対です。そもそも全国水平社創立以来、部落問題にかかわって差別は実害をともなう実態的なものが問題とされ、その解決をめざすのが特別対策の実施と部落解放運動として位置づけられ、運動や行政的に紆余曲折はありながらも、社会問題としての部落問題は基本的に解決された言える現状を迎えました。

いまある問題は、教科書への過度な部落問題記述に加え、「解同」の存在とそれに迎合した不公正な行政・教育・啓発が生み出した「部落タブー」「解同タブー」などへの忌避と一部の悪意と偏見によるネットなどへの書き込みです。ネット書き込みはプロバイダー責任法があります。今回の新法は国家が新たに部落差別を固定化永久化し、国民の言論表現の自由をも制限する危険なものであることから断固反対します。

#### 鳥取県60代女性

「解放同盟の支部がなくなって、会合に行かなくなってから、旧同和地区以外の人たちに対するひけめがなくなり、今は対等平等に付き合っている」

福岡県60代男性 同和ゾンビ」法案は百害あって一利なし、廃案しかない

「部落差別の解消の推進に関する法案」の問題点は3つあります。まず第1に、部落差別の定義がないことです。6月の国会で全会派の賛成で成立させた在日韓国・朝鮮人に対する差別扇動行為を規制した「ヘイトスピーチ対策法」では、何がヘイト行為

に当たるかの定義を確定し、制定しました。

参議院法務の質疑で日本共産党の仁比聡平議員は「ヘイトスピーチの定義が曖昧なまま規制すれば、表現の自由に悪影響を及ぼす可能性がある」とのデビット・ケイ国連人権理事会特別報告者の指摘を引用し「対象となる言動は・・本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」、「煽動の定義は、差別意識を助長し、又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉、又は財産に危害を加える旨を告知すること」。・・「不当な」「差別的」という曖昧な用語は、それだけで要件とはならない。(『議会と自治体』2016年7月号 p-45)。

ところがこの部落差別の定義は、提案者の自民委員らは「法律上の定義を置かずとも部落差別の定義は極めて明快」「一般的に国民が理解しているものと思っている」と主観的で曖昧模糊としたものです。日本共産党の清水忠史委員が政府関係者に「部落差別が国民の中に定義として浸透しているというが、国の調査で国民の百%がこの部落差別について知っていますが」と質したところ、「部落差別という用語を用いたり、部落差別を定義したものはない。そのような調査もしていない」(盛山副大臣)といいます。

法案の第3条2項に「地域の実情に応じた施策を講ずる」と非常に無限定な規定があることなどから同和特別対策の復活につながる可能性が大です。第2の問題点は、これまでの同和特別対策法は5年、10年といった時限法でしたが、今回の法律は恒久法です。差別意識という個人の理念の問題、こころの問題を法律で規制しようとしています。部落差別の定義はありません。誰がどのような言動を部落差別と認定するのか不明です。故人の思想信条、表現の自由に抵触しかねません。人々の考え、意識、内心の自由の問題を法律で規制することは、民主主義の根幹にかかわる問題であり、非常に危険な代物と言わねばなりません。

第3番目は6条の差別の実態調査の問題です。旧同和地区を掘り起し、地域の住民を誰が旧部落住民かを一人ひとり洗いだして調査をするというのです。これはプライバシーの侵害であり、基本的人権を蹂躙する人権侵害です。部落差別の解消の推進に関するどころか、部落差別の固定化、永久化法という稀代の悪法です。かならず廃案にしなければ日本の人権の歴史に一大汚点を残しかねません。「同和ゾンビ法案」は廃案しかありません。

#### 鳥取県70代男性

「解放同盟があってもなくても何も困らない。それは実感する差別がないからです」

2002年3月末、総務大臣談話を出して部落に特化した法律は終結しました。いま年間100件と法務省が把握している「部落差別」問題は相談援助や国民間の話し合いで解決できています。政治が、部落民の掘り起こしで国民の分断、自治体行政などに混乱を持ち込むことは許されません。急ぐ理由はありません。幅広い慎重審議を求めます。